シューカツ

終活ってなに？

弁護士 松苗弘幸 × 弁護士 増田悠作

「終活」への思い

増田　最近、「終活」という言葉を耳にすることが増えてきました。言葉としては「終わり」に向けた「活動」ということになりますが、どういうことを指すのでしょうか。

松苗　「終活」とは人生の終わりに向けて前向きに準備することで、今をよりよく生きる活動です。そのため財産関係、お墓や葬儀関係などの身の回りのことから、様々なことを考えなければいけないかと思います。そして、「終活」の意味合いも、残された家族のためという意味もありますが、それとともに、自分自身を振り返り、今後の生活を考えることに意味があるといえるのではないでしょうか。

増田　就職活動の「就活」とかけた言葉で、どこか前向きというか、積極的な雰囲気のする言葉ですが、事務所に来られる相談者は、必ずしもそういう人ばかりではないですよね。

松苗　そうですね。中には、言葉の雰囲気どおり、自分がまだまだ元気なうちに前もって準備をして、残りの人生を有意義に過ごそう、というような人もいますが、相談者の多くは、現に高齢になって体力が落ちてきている方、既に切迫した事情が生じてしまっている方が多いように思います。

増田　私もそう感じます。相談に乗る弁護士としては、相談者が現に置かれている状況はもちろんですが、それぞれの人生観なども踏まえてアドバイスする必要がありますね。

松苗　やはり多くの方は自身の老後や死後の家族の生活などに大きな不安を抱えていらっしゃるので、その不安を可能な限り取り除いてあげることが大事なのではないでしょうか。

POINT
「終活」とは、自分とその周りの方たちの不安を取り除いてあげること。

遺言の役割

増田　「終活」と聞くと、私が、最初に思い浮かべるのは遺言の問題です。例えば、相続人が複数いる場合には、遺言の内容に関してどのようなことに気をつけていますか。

松苗　遺留分と言って法定相続人が最低限確保できる範囲があるのですが、各相続人の遺留分を侵害しないような割合にしておくというのがひとつです。

増田　そうですね。遺言を書いておけば、遺産分割協議を行う必要がない場合もありますよね。

松苗　特定の財産を特定の相続人に「相続させる」という内容の遺言にしておけば、遺言によって確定的に権利が移転すると考えられているので、そのようないわゆる「相続させる遺言」にしておけば、遺産分割協議しなくてもいいことになります。なにより自分の思いを残すのが遺言です。そのため、身寄りのない方にとっては、相続権のない友人・知人に財産を残す代わりに身の回りの遺品を整理して欲しいと託すことも考えられます。

増田　遺言の方式としていくつか種類がありますが、普段おすすめしているのは何ですか。

松苗　代表的なものとして、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言だと、費用もかからないですし、手軽に作ることができますが、保管の点で難点があります。公正証書遺言だと、公証人が作成するため、内容の正確性が担保されていますし、紛失の危険もありません。数万円の費用がかかりますが、確実性という点では公正証書を作成しておく方が安心だと思います。

POINT
自分の思いを残すのが遺言。公正証書遺言だと確実。

紛争を残さない！

増田　以前、この「SAICHU」で、『「相続」の基礎知識』というタイトルで特集をしたことがありましたよね（2014年冬　No.58）。その中で取り上げられている点もありますが、遺産分割においては、どのような理由で紛争になることが多いと感じますか。

松苗　誰がなにをもらうか、すなわち、最終的に誰がどの遺産を相続するかというのは、遺産分割において重要なことです。しかし、実は、遺産分割において一番解決に困る紛争は、本当にこれで遺産は全てなのか、という点についての争いです。誰かが財産を隠しているのではないかという疑いの気持ちから、このような争いが生まれるのです。こういった疑いの気持ちが、お互いに疑心暗鬼となり、解決を長引かせることが少なくありません。あのタンスに現金を貯めていたはずだがなくなっており、誰かが持ち出したのではないかといった相談がたまにあります。相手方が認めてくれればいいのですが、誰もが、そんな現金は見ていない、自分は知らないと言われてしまうと、弁護士としても困ってしまうものです。

増田　私もよくそのような相談を受け、事件処理を行うことがあります。そのような紛争は未然に防ぎたいですよね。

松苗　亡くなられた方が、生前にきちんと財産を整理し、まとめておくというだけでも、無用な紛争がなくなることもあります。

POINT
無用な紛争を避けるためにも、生前に財産整理を。

思いを承継

増田　亡くなられた方の思いをどう引き継げるかも、終活の大事なポイントだと思います。よくある事例としては事業承継でしょうか。事業を営んでいた方が亡くなった場合、どのような問題が起きるでしょうか。

松苗　遺産分割というのは、相続人が複数人いる以上、結果として、財産が拡散していくことを意味します。そのため、仮に、事業を営まれていた方が亡くなられた場合、せっかくその事業を承継してもいいと考えていた方がいたとしても、事業に必要な財産が拡散・分散することで事業継続が困難な事態も生じえます。

増田　事業継続困難…例えば、こういう場合ですね。

工場はAさん、倉庫はBさん、駐車場はCさんへと遺産分割がなされた場合、Aさん、Bさん、Cさんが仲良く皆で事業を承継するのであればいいですが、Bさんが事業に興味がなく、倉庫を手放してしまったというような。

松苗　そうですね。そもそも、遺産については、相続人全員の協力・同意がないと処分等をすることもできません。そのため、遺産分割の争いが長期化すると、その間、工場も倉庫も駐車場も誰も活用できなくなり、取引先は離れ、もはや事業承継することもできずに、結果、資産価値も減少するということもあります。残していく人たちにきちんと思いを伝え、財産を引き継ぐためにも、「思い」を書き残すことも重要です。

POINT
思いを承継する（書き残す）ことで、財産の拡散、資産価値減少を防ごう。

「終活」と後見

増田　高齢になると、判断能力が低下していきますよね。判断能力が低下してしまうと、自分の財産なのに、自分で処分できないということにも

（次頁につづく）